

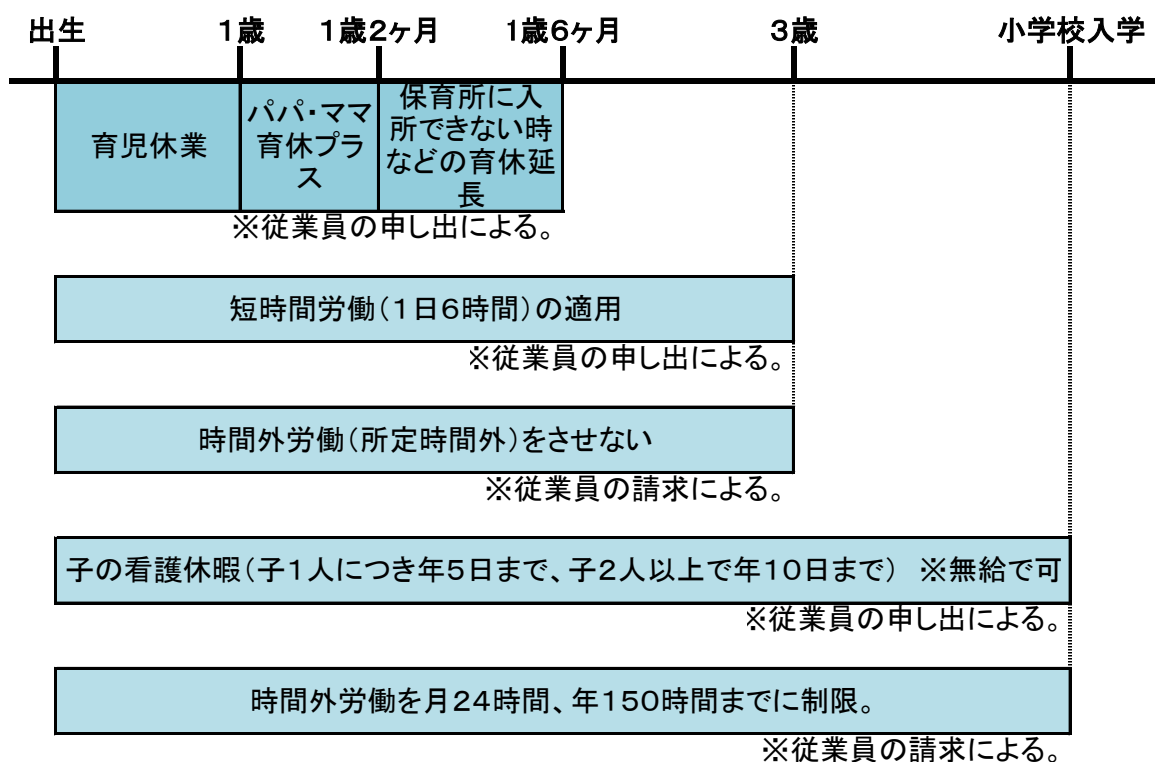
人事・労務情報

2013年3月号

社会保険労務士 田中事務所
東京都立川市錦町2-6-7-2F
Tel 042-548-0288
E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com
http://www.tanakajimusho.biz/

出産・育児に伴う、育児休業やもらえるお金について

複数の法律に定められている出産・育児に関する制度をまとめました。
青で表示した部分は、休業などの働き方に関する制度、赤で表示した部分はもらえるお金です。また、「女性だけ」と注記した出産育児一時金と出産手当金以外は、男女ともに取れる制度ですので、ご注意ください。



出産育児一時金
42万円が健康保険からもらえます。(女性だけ)

出産手当金
産前6週間 産後8週間の期間に、標準報酬日額の2/3が、健康保険からもらえます。(女性だけ)



育児休業給付			産後8週間経過後から子が1歳になるまで、育児休業を取得すると、給料の約50%をもらえます。(条件によって、子が1歳6ヶ月になるまで)
原則はここだけ	「パパ・ママ育休」で延長	認可保育所に入れない時、延長される。	

社会保険料の免除(育児休業期間中)

産後8週間から育児休業期間中。上限は子が3歳になるまで。